

香芝市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月19日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第30号

香芝市印鑑条例の一部を改正する条例

香芝市印鑑条例（平成3年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「印鑑登録証明書交付申請書」を「証明交付申請書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第12条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる印鑑登録証明書の交付の申請について適用し、施行日前に行われた印鑑登録証明書の交付の申請については、なお従前の例による。